

○須高行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(平成28年2月24日)

須高行政事務組合条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約及び契約の期間)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約及び契約の期間については、須坂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年須坂市条例第50号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。